# 戦後日本の療育事業整備における民間事業者の果たした役割に関する事例研究 ―東京都久留米町・東久留米市「杉の子学園」に焦点をあてて―

○ 日本大学 氏名 田中 謙 (会員番号 009079)

キーワード3つ:療育・助成事業・民間事業者

## 1. 研究目的

本研究は日本における就学前児童を対象とした療育事業の創業史研究の一環として,旧東京都北多摩郡久留米町(現東久留米市)で事業化された「杉の子学園」(杉の子グループ)の創設および展開過程の特質について明らかにすることを目的とする.

日本の障害児療育史においては、戦前の高木憲次他による肢体不自由児療育運動を契機とする肢体不自由児療育史(趙 2008;小崎 2016)や、重症心身障害児の療育史(細渕 2002)は研究の蓄積がなされてきている。その一方で就学前の障害児童を対象とした療育の歴史(以下、療育史と表記)に関しては、1968(昭和 43)年に神戸市が「3 歳から 5 歳までの障害幼児を対象にした通園施設を開設」しており、「幼児だけを対象にした療育施設は全国初であった」と評されるように、行政政策に基づく事業化の報告が中心になされてきており、実証的な研究の蓄積も十分とはいえない(柴崎 2002:104)。しかし、1960年代に「乳幼児期における対応の必要性を認識した保護者等が、現実的対応として何等かの通う『場』を設けはじめていく」(井原 2015:74)と指摘されるように、療育史においては行政の動向のみならず民間の動きをおさえる必要がある。

この民間の動きを踏まえ、東京都内における各地域での療育の展開過程を明らかにする作業が進められている(田中 2020; 2021a; 2021b; 2022). この一連の研究では、東京都の場合美濃部亮吉都政下(第6・7・8代東京都知事: 1967(昭和 42)年4月23日-1979(昭和 54)年4月22日)での「心身障害児通所訓練事業」による助成事業が整備されたことが、民間の幼児グループおよび各基礎自治体の通園事業整備における財政支援となったことが報告されている. この都の助成事業実施を働きかけたのが「杉の子学園」(杉の子グループ)であるとされ(東久留米市手をつなぐ親の会編1987:4)、東京都における療育史を検討する上では分析が求められる事業である.

#### 2. 研究の視点および方法

本研究では上述の研究目的を達成するため、久留米町・東久留米市、東久留米市手をつなぐ親の会、障害をもつ子どものグループ連絡会が刊行する資料を中心に、文献研究を実施した.

#### 3. 倫理的配慮

本研究に関しては,「日本社会福祉学会研究倫理規程」「研究倫理規程にもとづくガイド

ライン」を参照して作業を実施し、研究倫理の遵守に努めた. 調査機関先に対し研究の目的・方法・公表・情報の保護について文書および口頭で説明を行い、同意書に署名を得て調査を実施した. データの学術利用・公表に関しても同様に同意を得た. なお、本発表に関連して、開示すべき COI はない.

## 4. 研究結果

杉の子学園は 1968(昭和 43)年3月9日に久留米町在住の障害児をもつ保護者 15名が,「久留米町で手をつなぐ親の会」(以下、親の会)を結成したことが事業開始の契機となっている.この親の会が障害幼児と在宅の学齢障害児に対する保育・療育の場として当時の原田操会長宅を開放し、指導を始めた.その後門前自治会集会所(久留米町大門)の使用を町から許可され、通園事業「杉の子学園」が開始された.この集会所使用に先立ち、親の会では久留米町議会に助成申請を行い、藤井顕孝(在職期間:1963(昭和 38)年5月1日・1970(昭和 45)年9月1日)の政治判断により、1968(昭和 43)年度町から 200,000円の補助金を受けた.町行政単独での補助金給付は、十分な助成額とはいえないものの、保護者の費用負担を減らすだけでなく、障害児の地域生活に係る公的保障を担う責務のある町行政が、民間グループに対し施設整備・運営費補助のための助成を実施したという実績となった.この町行政による施設整備・運営費補助のための助成が、東京都への施設整備・運営費補助請願時の参考と先行実績となり、「心身障害児通所訓練事業」実施を実現させた(東久留米市手をつなぐ親の会編、1987、4).

#### 5. 考察

東京都「心身障害児通所訓練事業」による助成事業の実現は、杉の子学園を中心とした請願運動による要求に当時の東京都行政が応えたことが指摘されている(障害をもつ子どものグループ連絡会編 1972:8). 杉の子学園での障害児に対する実践, 久留米町・東久留米市からの施設整備・運営費補助のための助成という実績と請願運動が, 東京都による1970(昭和 45)年からの通園事業・幼児グループへの助成事業実施の一つの契機となったといえる(1970(昭和 45)年4月1日から適用「東京都心身障害児通所訓練事業運営補助金交付要綱」(初年度1ヶ所50万円×20ヶ所合計1,000万円予算化)). このような民間事業者が政策アクターとして療育事業整備のための助成事業実施に向けた動きを起こしたことで,日本における療育事業整備の動きが加速したと考えられる.

### 引用・参考文献(一部抜粋)

趙没名(2008)「戦前の高木憲次の療育論の形成における『公的肢体不自由者福祉法』の 影響」『社会福祉学』49(2), 30-43.

細渕富夫(2002)「重症心身障害児の療育史研究(1)療育施設の成立過程と療育思想」『埼玉大学紀要教育学部教育科学』51(1),37-48.

柴崎正行(2002)「わが国における障害幼児の教育と療育に関する歴史的変遷について」『東京家政大学研究紀要1人文社会科学』42,101-105.